

ヤングケアラーについて

子供未来局子供相談支援センター

ヤングケアラーとは？①

法令上の定義はないが、一般に「本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。

本市が令和3年度に市立学校の小学5年生，中学2年生，高校2年生を対象に行った実態調査では，回答者の約3%が「世話をしている家族がいる」と回答。そのうち約7割の子どもは悩みを相談した経験がないことも分かりました。

⇒調査結果の概要はP7～15

ヤングケアラーとは？②

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーに関する課題①

子どもが家事や家族のケアをしているということ自体が問題だということではなく、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が生じることが課題として指摘されています。

ヤングケアラーに関する課題②

また、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族にその自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい傾向があります。そのため、支援を行うにあたっては、福祉、介護、医療、教育等の様々な分野が連携し、潜在しがちな「ヤングケアラー」を早期に発見することが重要です。

ヤングケアラーに関する課題③

一方、子どもの中には、家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになったりしている場合もあることに留意する必要がある。支援を行う際には、子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等について聞き取ることも重要です。

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について①

(1) 調査目的

本市におけるヤングケアラーの存在の傾向を把握するとともに、ケアの状況や困りごと、支援ニーズ等を把握することを目的に実施した。

(2) 調査対象

市立学校に通う、小学5年生、中学2年生（中等教育学校2年生含む）、高校2年生（中等教育学校5年生含む）の児童生徒 約17,900人

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について②

(3) 調査方法

- 各学校を通じて児童生徒に調査票を配布
- 回答方法は、同封した返信用封筒による郵送か、自宅のPCやスマートフォンから回答できるWeb環境（調査票の二次元コードから案内）からの回答のいずれかを児童生徒が選択

(4) 調査期間

令和3年12月上旬～令和4年1月12日

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について③

(5) 回収状況

区分	調査対象数	有効回答数	回収率
小学5年生	8,528	3,435	40.3%
中学2年生	8,375	2,954	35.3%
高校2年生	934	173	18.5%
計	17,837	6,562	36.8%

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について④

(6) 調査結果の概要

- 世話をしている家族の有無

○小学5年生，中学2年生，高校2年生に対し，世話をしている家族の有無について質問。

○世話をしている家族が「いる」と回答したのは，小学5年生で4.4%，中学2年生で2.2%，高校2年生で1.2%。

- 世話を必要としている家族

○世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒に，世話を必要としている家族について質問。

○小学5年生，中学2年生とも「きょうだい」が最も高くなっている。

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について⑤

- 世話をしている頻度

○世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒に、その頻度について質問。

○小学5年生，中学2年生とも「ほぼ毎日」が最も高くなっている。

- 世話をしている時間

○世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒に、平日1日あたりの世話に費やす時間について質問。

○小学5年生，中学2年生とも「3時間未満」が最も高くなっている。

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について⑥

- 世話をしているため、できていないこと

- 世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒に、世話をしているために、やりたいけれどできていないことについて質問。

- 小学5年生，中学2年生とも「特にない」が最も高く，次いで，「自分の時間が取れない」が高くなっている。

- 世話についての相談の有無

- 世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒に，世話について相談した経験の有無について質問。

- 小学5年生，中学2年生で，「ある」が2～3割，「ない」が6～7割となっている。

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について⑦

- 世話について相談しない理由

- 世話について相談した経験が「ない」と回答した児童生徒に、その理由について質問。

- 小学5年生，中学2年生とも「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高くなっている。

- また，中学2年生では，「家族のこのため話しにくい」，「相談しても状況が変わるとは思わない」，「家族に対して偏見を持たれたくない」などの割合が高くなっている。

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について⑧

- 助けてほしいこと、必要な支援

○世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒に、学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援について質問。

○小学5年生、中学2年生とも「特にない」が6割以上となっており、次いで、中学2年生では、「自由に使える時間がほしい」、「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」が高くなっている。

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について⑨

- ヤングケアラーにあてはまると思うか

- 小学5年生，中学2年生，高校2年生に対し，自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて質問。

- 小学5年生では「あてはまる」が1.0%，中学2年生では0.8%，高校2年生では1.2%となっている。

- ヤングケアラーの認知度

- 小学5年生，中学2年生，高校2年生に対し，ヤングケアラーの認知度について質問。

- ヤングケアラーの認知度については，「聞いたことはない」が小学5年生で約7割，中学2年生と高校2年生では5割強を占めている。

令和4年度ヤングケアラー支援体制強化事業について

1. ヤングケアラー相談窓口設置

令和4年4月1日より子供相談支援センターに「ヤングケアラー相談窓口」を設置した。

2. ヤングケアラー研修

ヤングケアラーの早期発見と支援につなげるため、学校の教職員や保健・医療・福祉等の関係機関職員向けに研修を行う。

3. ピアサポート，オンラインサロン事業

過去に同様の経験をした当事者が相談支援を行うピアサポートやオンラインサロンによる支援を実施する。

ヤングケアラー相談窓口開設

1 開設日 令和4年4月1日（金）

2 相談できる方

仙台市内にお住まいの青少年または仙台市内の学校に通学している青少年

* 保護者や関係機関などからの相談も受け付けます

3 受付時間 24時間365日

4 電話番号 0120-783-017（フリーダイヤル）

* 子供相談支援センターで行っている「ヤングテレホン相談」の中で相談を
受けている

事例検討

次は事例検討です。

子供相談支援センター内での研修で使用した事例を3つ紹介します。

どこにつないだらいいか、皆さんも検討してみてください。

子供相談支援センターで出たつながり先を紹介しておきます。参考にしてください。

事例検討（精神疾患の親をケアする子ども）

- 本人：17歳男子
- 母親：重度のうつ状態で自宅療養中。
- 世帯状況：ひとり親家庭，生活保護を受給。
- 母親は家のことを行えず，17歳の息子が家事や通院の付き添い，感情面のサポートを行っている。
- 息子はケアの責任を引き受ける中，高校を中退。以降，自宅にひきこもり過ごしている。



- 区保護課
- 区障害高齢課，保健師
- ホームヘルパー
- 放課後学び（高校生）サポート
- 民生委員

事例検討（障害児をケアする母親ときょうだい）


- 世帯構成：父（30代），母（30代），長女（小5），次女（小4），三女（小3），長男（幼稚園生）の6人家族。祖父母が近隣に在住。
- 次女は身体障害があり特別支援学校に通っている。
- 母親は家族で次女の世話をするとし、サービスを利用しようとせず、長女と三女に次女のケアを手伝わせている。
- 長女は妹をかわいいと思う反面、ケアを含む母親の対応にストレスを感じていて、爪かみ、抜毛がある。また自身への関与を求めていることを把握。



- スクールカウンセラー
- 心療内科
- 児童相談所（親子こころの相談室）
- 放課後等デイサービス
- 祖父母
- 区家庭健康課

事例検討（小学校高学年から高齢の祖母を介護する子ども）

- 本人：高校生男子
- 世帯構成：父（50代），姉（20代），本人，祖母（80代）
- 祖母の状況：介護保険利用 訪問介護（週3日），デイサービス（週2日）
- 3歳の時に両親が離婚し，母親代わりとなってくれた祖母を，大腿骨骨折を機に介護している。介護保険で行き届かない家事は，父や姉が忙しく，本人がやるしかない状況。
- 中学生のとき，朝夜の食事の支度，通院の付き添い，日常の世話全般をした。排泄介助，夜間の見守りもある。それにより学校は遅刻しがちになった。
- 高校生になると，祖母の状態が悪化し，服薬管理も加わり介護中心の学生生活となり，アルバイトする時間，友人と過ごす時間や自由に使うお金がなかった。

- 
- 児童相談所
 - 地域包括支援センター
 - 区障害高齢課
 - ケアマネージャー
 - 施設入所（ショートステイ）

必要な支援につなげるために①

「ヤングケアラー」を発見する機会のある以下のような人たちが、「ヤングケアラー」の概念等について理解を深め、単に「家の手伝いをしている子ども」として見るだけでなく、「支援が必要な子どもかもしれない」という意識を持つことがまず重要です。

- 子どもと接する時間が長く、子どもの日々の変化に気づきやすい学校の教職員（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む）
- ケアの対象となる家族に対してすでに関わりのある医療、介護、福祉等の専門職（医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員、相談支援専門員等）
- 子どもの支援に取り組む団体等（子ども食堂、学習サポート事業、ボランティア等）

必要な支援につなげるために②

また、子ども自身が「ヤングケアラー」について知ることに
よって、自身の状況を自覚し、支援が必要なときには声を上
げられるようになることも重要です。

負担が過重となっている「ヤングケアラー」を発見・把握し
た際には、心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送るこ
とができるよう、支援サービスに適切につなげる必要があります。

支援が必要と思われる子どもを把握した場合の相談窓口

○子供相談支援センター

ヤングケアラー相談窓口（24時間、365日対応）	TEL 0120-783-017
子どもメール相談	kodomo@city.sendai.jp

○各区役所・宮城総合支所 子供家庭総合相談窓口

青葉区 家庭健康課（子供家庭係）	TEL 022-225-7211
青葉区宮城総合支所 保健福祉課（子供家庭係）	TEL 022-392-2111
宮城野区 家庭健康課（子供家庭係）	TEL 022-291-2111
若林区 家庭健康課（子供家庭係）	TEL 022-282-1111
太白区 家庭健康課（子供家庭係）	TEL 022-247-1111
泉 区 家庭健康課（子供家庭係）	TEL 022-372-3111

○児童相談所

相談専用電話	TEL 022-718-2580
全国共通ダイヤル	TEL 189

高齢の方や障害のある方の介護等に関する相談窓口

○各区役所・各総合支所

青葉区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-225-7211
青葉区宮城総合支所 障害高齢課	TEL 022-392-2111
宮城野区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-291-2111
若林区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-282-1111
太白区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-247-1111
太白区秋保総合支所 保健福祉課	TEL 022-399-2111
泉区 障害高齢課（高齢者・障害者総合相談窓口）	TEL 022-372-3111